第１回　丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会　次第

日時：令和８年 10 月５日（月）　19 時 30 分～
場所：丹波市山南住民センター　集会室

１　開会

２　あいさつ

３　丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会設置要綱、傍聴規則

４　正副委員長の選出（互選）

５　丹波市教育委員会より説明
・丹波市立学校適正規模・適正配置方針（概要）
・丹波市の小学生数の推移状況
・山南地域の小学校の在り方に関する要望書について

６　今後の進め方について（意見交換）

７　次回委員会の日程について
・日　時　　月　　日（　）19 時 30 分～
・場　所

８　閉会

－ＭＥＭＯ－

資料１

丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　丹波市山南地域における市立小学校の統合について検討するため、丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

（１）　山南地域市立小学校の統合の検討に関すること。

（２）　その他統合の検討に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）　山南地域の各校区の自治会を代表する者

（２）　山南地域小学校の保護者を代表する者

（３）　山南地域認定こども園の保護者を代表する者

（任期）

第４条　委員の任期は、原則として委員会の設置から第２条の学校統合の検討に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第７条　委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

３　部会長の職務及び部会の会議については、第５条第３項から第４項まで及び前条の規定を準用する。

４　部会長は、部会において検討した結果を委員会に報告し、部会の検討結果は、委員会で協議し決定するものとする。

５　その他の部会に関することは、原則として部会で協議し決定することができる。

（識見を有する者の出席）

第８条　委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月 10 日から施行する。

資料２

○丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会傍聴規則

令和８年８月10日

（傍聴の手続）

第１条　丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、先着順に受付においてその住所及び氏名を受付簿に自書し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

（傍聴の禁止）

第２条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）　酒気を帯びている者

（２）　凶器の類その他危険のおそれのあるものを携帯した者

（３）　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（４）　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

（５）　前各号に掲げるもののほか、委員長において傍聴を不適当と認める者

（傍聴人の数の制限）

第３条　委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第４条　傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（１）　私語及び飲食をしないこと。

（２）　会議の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（３）　撮影、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（４）　前各号のほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

２　前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

（退場命令）

第５条　委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附　則

この規則は、令和８年８月10日から施行する。

資料3

第1回丹波市山南地域市立小学校統合検討委員会資料

令和8年10月5日

丹波市教育委員会事務局

次第

1　丹波市立学校適正規模・適正配置方針（概要）

2　丹波市の人口推移、小学生数の推移状況

3　山南地域の小学校の在り方に関する要望書について

1　丹波市立学校適正規模・適正配置方針（概要）

方針目的、策定経過、方針期間

1　方針目的

・「ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり」の実現に向けた活力ある教育環境の整備と教育の質の更なる充実を目的とする。

2　策定経過

・丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会（※）に諮問

※識見を有する大学関係者、各地域の自治会長会理事、各地域の保護者の代表、学校関係者、公募による市民、合計18名で構成

⇒計5回の協議を行い、丹波市教育委員会に答申

⇒「丹波市立学校適正規模・適正配置方針」を策定（令和3年3月）

3　方針期間

・令和3年度～令和12年度（10年間）

丹波市立学校適正規模・適正配置方針（令和３年３月）の策定にあたって

丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定にあたっては、文科省の手引き「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年１月27日）を参考に、国の基準や丹波市の実情を踏まえ、学校の「適正規模」、「適正配置」の方針を策定しています。

丹波市の適正規模（小学校）

【丹波市の現状（当時）】
・国の基準の範囲内（１２学級～１８学級、１学年２学級～３学級）にある丹波市の小中学校はほとんど該当しない。
・今後は学級数の減少や、複式学級を有する小学校、単学級となる中学校が増加することが予測されることから、丹波市の実情に即した規模を学校の適正規模とする。

【検討委員会での主な意見】
・小規模によるデメリットは 努力によって解消できない。
・今後、外国語教育やICT 、プログラミング教育等、専門的な学習が増えてくると一定の教職員数がなければ対応しにくい場面も出てくる。
・子ども達には多様な価値観の中で育ってほしい 。
・少人数学級のほうが目が行き届くが、一方で人と関わる経験が不足している。

⇒『小学校の適正規模については、１学年１学級以上が維持できる規模とする。』

丹波市の適正配置（通学距離・通学時間）

【丹波市の現状（当時）】
・国の基準では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安としている。ただし、スクールバスの活用など地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当としている。
・丹波市では、小学校下校時は 、アフタースクールを利用する児童が多い中で少人数で下校しなければならないなど現状に課題があるもの、通学時間については、丹波市の状況は国の定める基準「おおむね1時間以内」を満たしている。通学距離については、小学校で4km、中学校で6kmを超える自治会があるが、通学時間は「1時間以内」を満たしている。

⇒『通学距離・通学時間については、通学距離は基準を設けない。通学時間は通学方法に関わらず小中学校とも1時間以内とする。』

丹波市の適正配置（学校の構成）

【丹波市の現状（当時）】
・令和2年4月時点において、小中学校とも各地域（旧町域）に1校以上ある。

【丹波市の方針】
・「丹波市まちづくりビジョン（令和元年度）」において、小学校や中学校は地域における教育・文化を支える拠点となる機能として位置づけられており、住み慣れた地域に残しておく方向で位置づけられている。

【検討委員会での主な意見】
・今後、自治会も統合しなければ存続できない時代となる中、学校も子どもが少なくなってもその機能が十分に発揮される状況となるように知恵を出す必要がある。

⇒『適正配置（学校の構成）については、地域内（旧町域）に小中学校を各1校以上配置する。』

丹波市の適正配置（学校統合）

【適正配置（学校統合）に関する考え】
・一定の児童生徒数や学級数があることにより、子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことができると考える。
・教職員配置においても、すべての子どもたちに、等しく、望ましい学校教育を行うためには一定の職員数を確保することが必要である。

【検討委員会での主な意見】
・今後の児童生徒数の推移を見る限り、複式学級規模となる学校が増えてくることがうかがえる。

⇒『適正配置（学校統合）については、小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模となることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域（旧町域）で統合協議を行う。ただし、完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。』

9

丹波市立学校適正規模・適正配置方針のまとめ（抜粋）

【適正規模】
・小学校は1学年1学級以上が維持できる規模とする。

【適正配置（通学距離・通学時間）】
・通学距離は基準を設けない。
・通学時間は通学方法に関わらず小中学校とも1時間以内とする。

【適正配置（学校の構成）】
・地域内（旧町域）に小中学校を各1校以上配置する。

【適正配置（学校統合）】
・小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模となることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域（旧町域）で統合協議を行う。ただし、完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。

新たな学びを取り入れた教育環境づくり

（1）小中一貫教育制度

小中一貫校	既にある小中学校を組み合わせ、めざす子ども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成するとともに、それに基づき系統的な教育を行う学校
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校

（2）GIGAスクール構想によるICTを活用した遠隔協働学習

・ICTを活用した学習環境の充実（１人１台端末環境の整備、活用）
・遠隔システムの積極的な活用

（3）地域社会との連携

保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整えていくことが必要

11

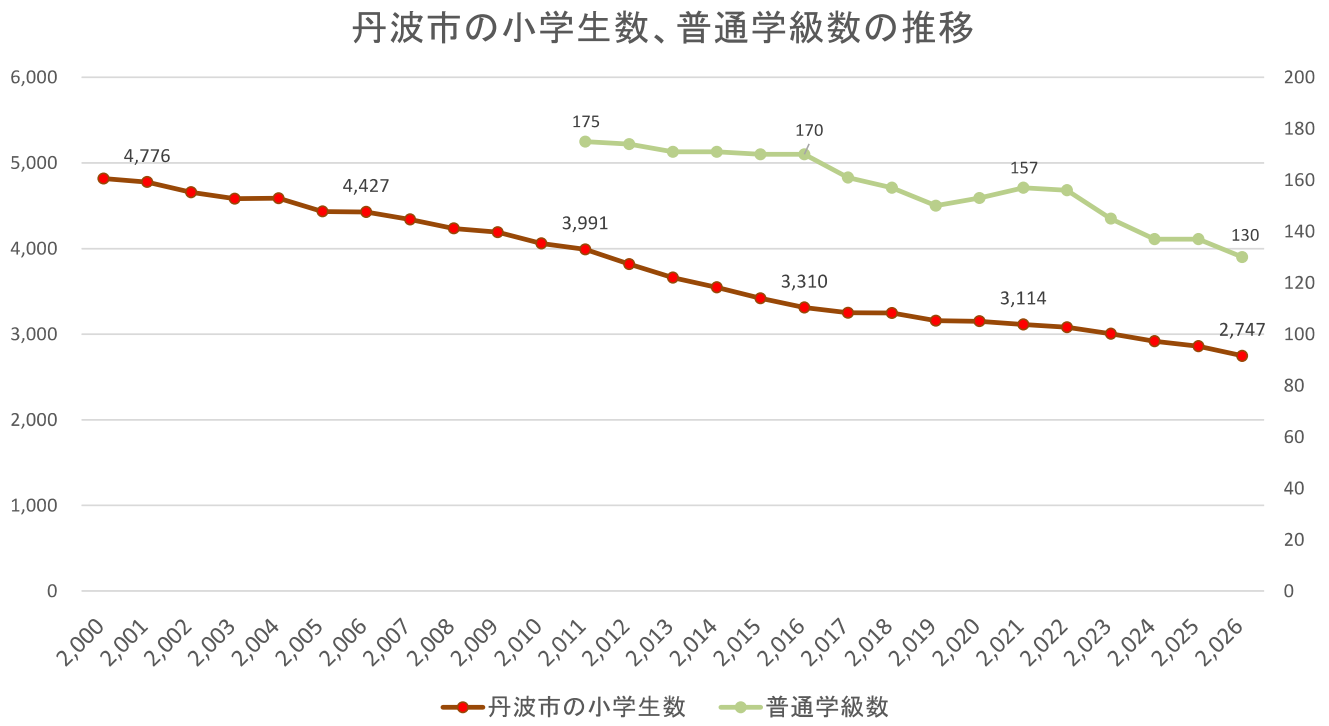
12

２　丹波市の小学生数の人口推移状況

13

丹波市の小学生数の推移

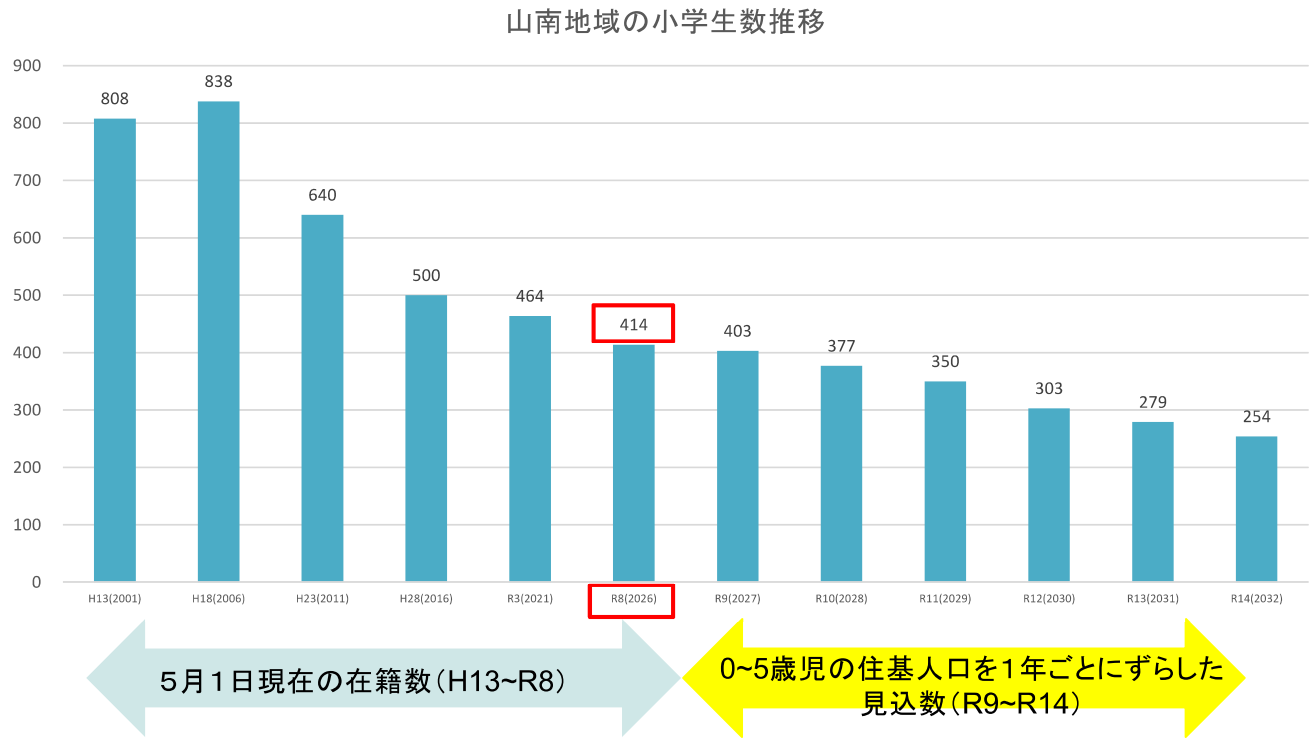
出典：丹波市教育委員会調査（各年５月１日人数）



14

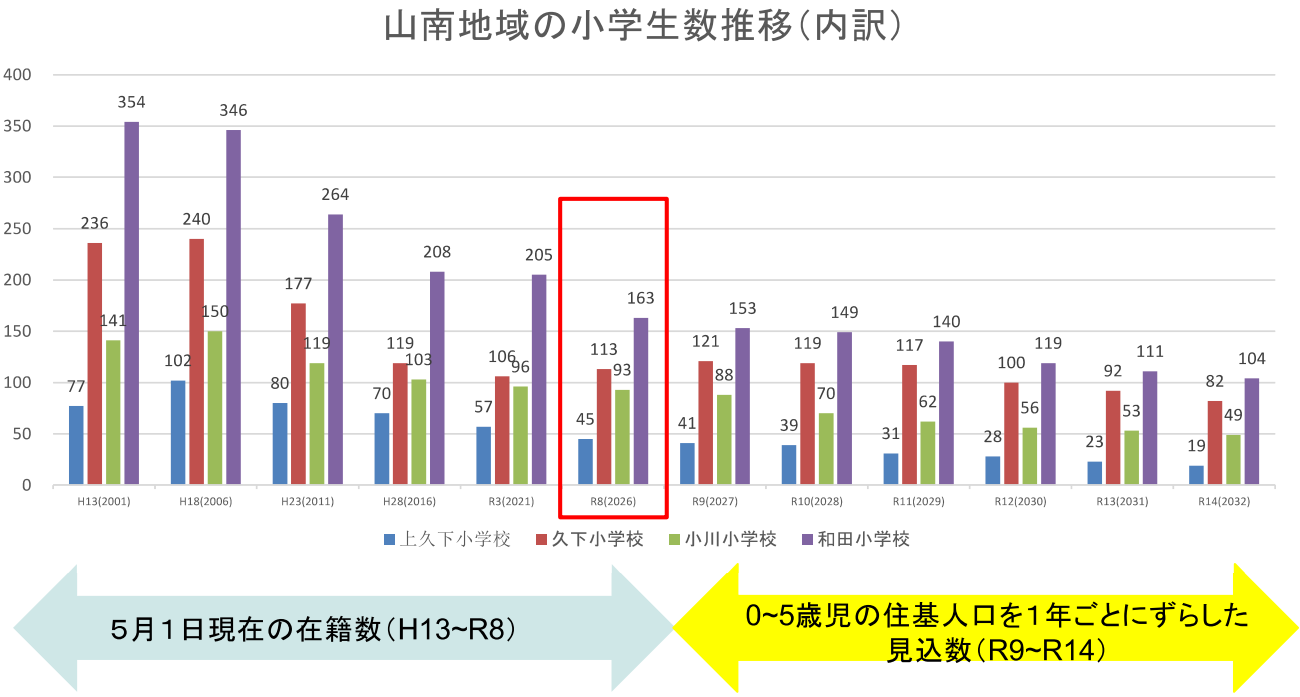
山南地域の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



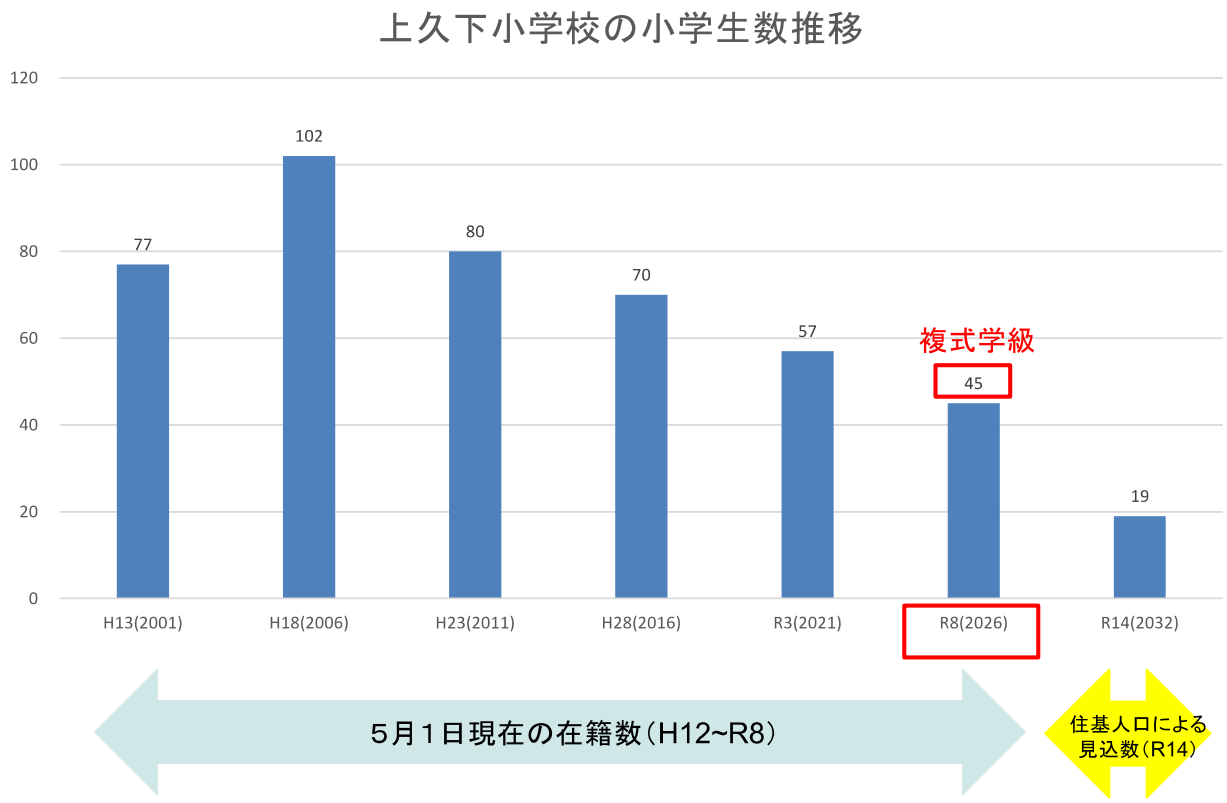
山南地域の小学生数の推移（内訳）（学校別）

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



上久下小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



17

上久下小学校の小学生数の推移

・令和8年度は5月1日現在の在籍数、令和9年度以降は、令和8年4月1日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数
・下表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる。令和8年度現在、2・3年生、5・6年生で複式学級を編制している。

上久下小学校	※特別な支援を要するこどもの人数含む						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和8年度	7	7	5	12	4	10	45
令和9年度	6	7	7	5	12	4	41
令和10年度	2	6	7	7	5	12	39
令和11年度	4	2	6	7	7	5	31
令和12年度	2	4	2	6	7	7	28
令和13年度	2	2	4	2	6	7	23
令和14年度	3	2	2	4	2	6	19

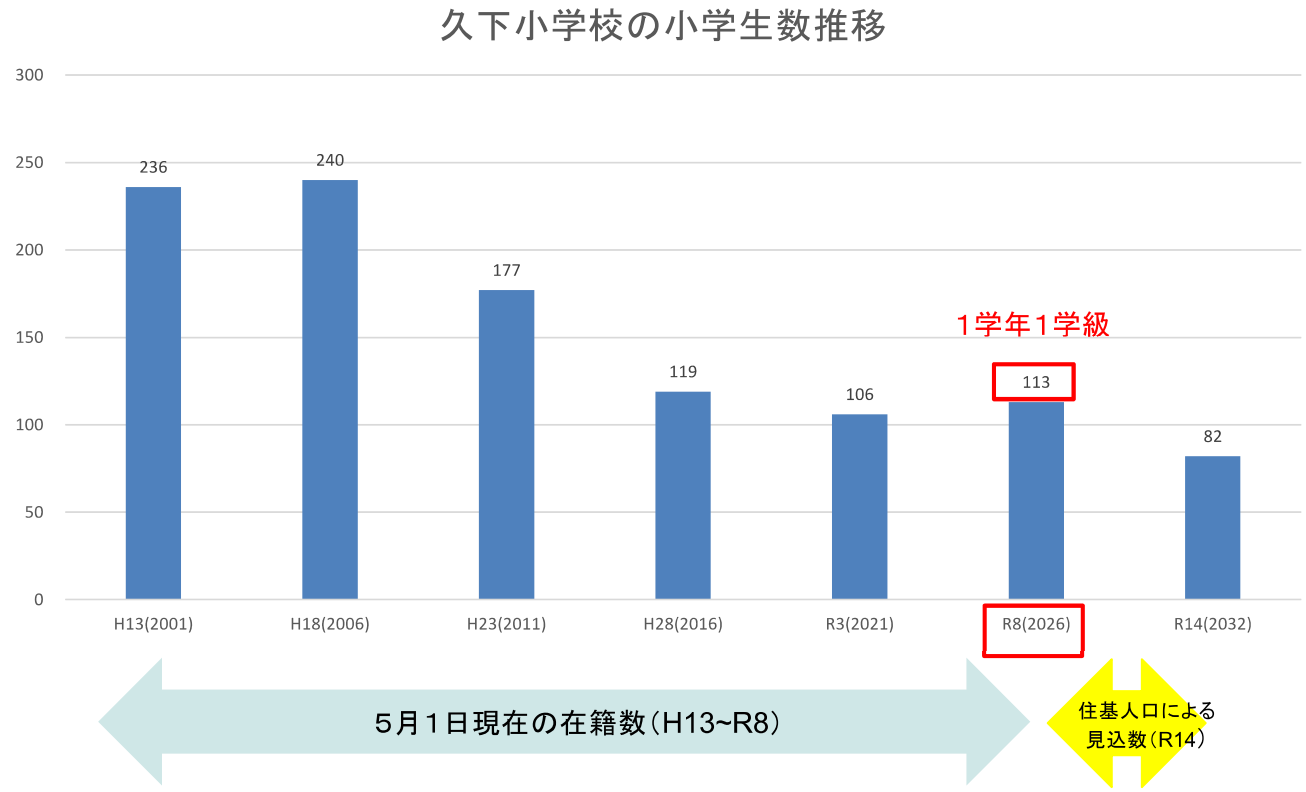
※黄色は複式学級となる学年

複式学級・・・隣り合う2つの学年の児童の合計人数が14人以下（1年生を含むときは8人以下）の場合に1つの学級として編制する。

18

久下小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



久下小学校の小学生数の推移

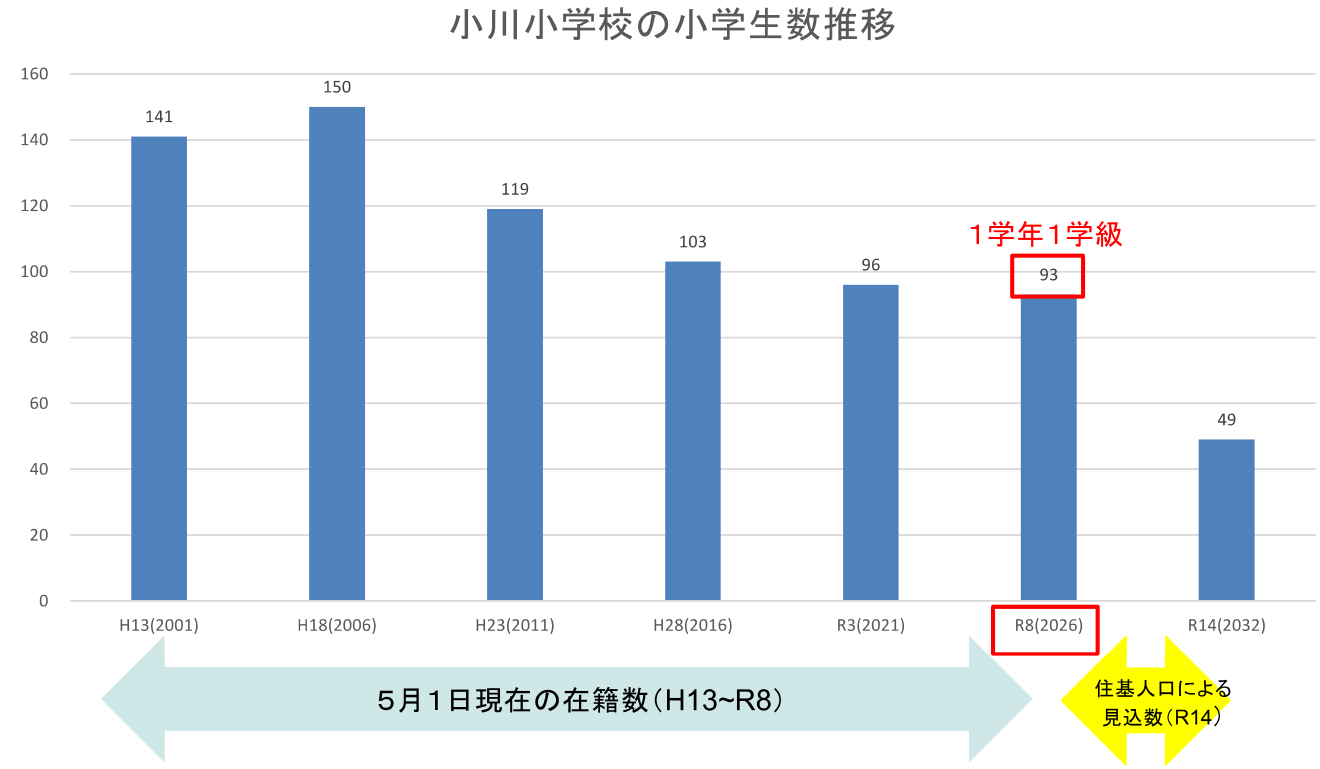
・令和8年度は5月1日現在の在籍数、令和9年度以降は、令和8年4月1日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

久下小学校	※特別な支援を要するこどもの人数含む						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和8年度	21	19	23	17	19	14	113
令和9年度	22	21	19	23	17	19	121
令和10年度	17	22	21	19	23	17	119
令和11年度	15	17	22	21	19	23	117
令和12年度	6	15	17	22	21	19	100
令和13年度	11	6	15	17	22	21	92
令和14年度	11	11	6	15	17	22	82

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（令和3年）により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

小川小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



小川小学校の小学生数の推移

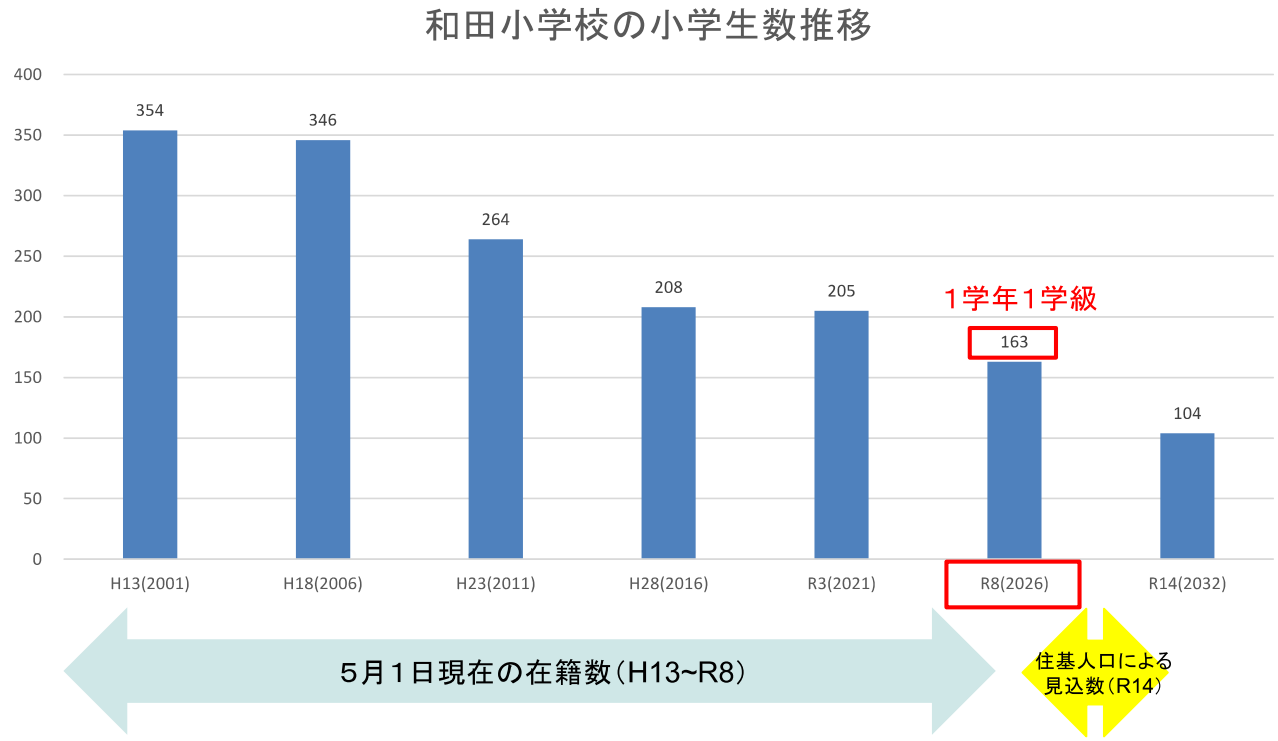
・令和8年度は5月1日現在の在籍数、令和9年度以降は、令和8年4月1日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

小川小学校	※特別な支援を要するこどもの人数を含む						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和8年度	10	10	14	17	27	15	93
令和9年度	10	10	10	14	17	27	88
令和10年度	9	10	10	10	14	17	70
令和11年度	9	9	10	10	10	14	62
令和12年度	8	9	9	10	10	10	56
令和13年度	7	8	9	9	10	10	53
令和14年度	6	7	8	9	9	10	49

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（令和3年）により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

和田小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和8年4月1日現在の住基人口



和田小学校の小学生数の推移

・令和8年度は5月1日現在の在籍数、令和9年度以降は、令和8年4月1日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

和田小学校	※特別な支援を要するこどもの人数を含む						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和8年度	22	25	33	31	23	29	163
令和9年度	19	22	25	33	31	23	153
令和10年度	19	19	22	25	33	31	149
令和11年度	22	19	19	22	25	33	140
令和12年度	12	22	19	19	22	25	119
令和13年度	17	12	22	19	19	22	111
令和14年度	15	17	12	22	19	19	104

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（令和3年）により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

３　山南地域の小学校の在り方に関する要望について

丹波市山南町自治会長会から丹波市教育委員会へ要望書の提出

令和８年７月９日付け、丹波市山南町自治会長会から丹波市教育委員会宛てに要望書の提出

[要望事項]
将来的な統合の可能性も含め、教育環境の在り方を総合的に検討するため、山南地域での学校統合検討委員会を速やかに設置すること。

【参考資料】
令和8年7月9日付け
丹波市山南町自治会長会要望書
（山南町各自治協・振興会長連名）

山南地域の小学校の在り方に関する要望書

向暑の候　貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は山南地域の地域づくりに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、山南地域に所在する４小学校（上久下小学校、久下小学校、小川小学校、和田小学校）においては、他の旧町域と同様児童数が減少し、各小学校の小規模化が年々進行しております。

特に、上久下小学校においては、現在既に２つの複式学級で学校運営が行われている状況にあります。さらに、児童数の将来推計では、令和11年度には全学年が複式学級となる見込みであり、教育活動や学校運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されており喫緊の課題となっております。

学校は地域の教育拠点であると同時に、地域コミュニティの中心的な役割を担っております。しかしながら、児童数の減少により、教育活動の多様性や集団活動の機会、学校運営の持続性などについて課題が生じつつあります。私たちは、将来を担う子どもたちにより良い教育環境を確保するとともに、地域の実情を十分に踏まえた上で、学校の在り方について丁寧かつ早急な検討を進める必要があると考えています。

つきましては、下記の事項について実現いただきますよう要望いたします。

記

要望事項

将来的な統合の可能性を含め、教育環境の在り方を総合的に検討するため、山南地域での学校統合検討委員会を速やかに設置すること。